

## 福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価事後調査委員会設置要綱（案）

## （総則）

第1条 本要綱は、福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価書に基づき、国土交通省大阪航空局が事後調査を行うにあたり、高度な技術的・専門的判断や検討内容の合理性・客観性を確保するため、福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価事後調査委員会（以下「事後調査委員会」という。）を設置する。

## （組織）

第2条 事後調査委員会は、対象事業の事業特性を勘案し、その地域特性に精通した環境の専門家等で構成し、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 事後調査委員会は、別紙の4名の委員をもって構成する。
- 3 委員長は、委員の互選によって選出し、事後調査委員会を統括する。
- 4 委員の専門分野以外の項目において、委員長が指名した学識経験者の助言を求めることができる。

## （所掌事務）

第3条 事後調査委員会は、福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価書に基づく事後調査に関する次の事項について、技術的・専門的な指導・助言を行うものとする。なお、これ以外の事項についても、大阪航空局長からの要請があった場合には、技術的・専門的な指導・助言を行うものとする。

- 1) 事後調査の調査手法等や調査結果に係る事項
- 2) 事後調査報告書の作成に係る事項
- 3) 事後調査報告書に寄せられた意見に対する見解書の作成に係る事項

## （委員の任期）

第4条 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から福岡市環境影響評価条例施行規則第34条の5に規定する事後調査報告書の公表終了の日までとする。

- 2 事後調査委員会が必要と認める場合においては、さらに継続できる。

## （公開）

第6条 事後調査委員会資料、会議の内容及び会議は、公開を原則とする。

## （事務局）

第7条 事後調査委員会の事務局は、大阪航空局空港部空港企画調整課に置く。

## 附 則

この運営要綱は、令和3年3月 日から施行する。

## 福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価事後調査委員会 委員

氏名	所属・職名	項目
たむら こうさく 田村 耕作	日本野鳥の会 福岡支部 副支部長	動物（鳥類）
はた さよこ 畠 佐代子	全国カヤネズミ・ネットワーク 代表	植物、生態系
まつふじ やすし 松藤 康司	福岡大学 名誉教授	水質
よしひさ こういち 吉久 光一	名城大学 理工学部 教授	騒音（航空機）

&lt;敬称略：五十音順&gt;

※評価を行う中で委員会が技術的助言を必要と判断した場合は、委員以外の学識経験者にも助言を求めていく。